

## 事業再生計画の概要

### 第1 対象事業者の概要

#### 1 会社の概要

##### 会社の沿革

- ・1969年（昭和44年）板屋ホテル株式会社の別館、ホテルニュー金精として営業を開始
- ・1986年（昭和61年）株式会社金精を設立
- ・1988年（昭和63年）株式会社板屋ホテルの新築を機にホテルニュー金精として分離独立
- ・1991年（平成3年）従来の建物取壊
- ・1991年（平成3年）「ホテルニュー金精」の新築工事着工
- ・1991年（平成3年）「ホテル花の季」として新装オープン

##### 資本金・株式

資本金（平成16年4月末現在）

10百万円

発行済株式総数（平成16年4月末現在）

会社が発行する株式の総数 240株

うち発行済株式総数 200株（非公開 普通株式）

株主の状況（平成15年11月末現在）

株主名	役職	所有株数	持株比率
大類隆男	代表取締役	100	50%
大類八重子	取締役	100	50%
	合計	200	100%

##### 本社・事業所

本社 栃木県日光市湯元2549番地4

その他事業所 なし

##### 経営者

代表取締役社長 大類 隆男

取締役（支配人） 大類 八重子

従業員の状況（平成16年9月30日現在）

従業員数 22名

## 企業グループ（関連会社）

なし

## 2 事業の概要

### 事業内容

#### 温泉旅館事業

株式会社金精は、日光国立公園内、奥日光湯元温泉において、40室を保有する学生団体客、修学旅行客を主力とした旅館「ホテル花の季」を営んでおります。

## 3 財務内容

平成16年4月期

売上高： 358百万円

営業利益： 35百万円

経常利益： 2百万円

当期純利益： 2百万円

借入金総額： 1,292百万円

## 4 主要債権者

足利銀行

## 第2 支援申込みに至った経緯

- (1) 対象事業者は、関東地区内の各学校の修学旅行受入施設として、一層の業績拡大を狙って約15億円の資金を投入し平成3年12月に新装オープンしたものの、少子化の影響等により採算性の悪化による計画未達が続いた。
- (2) かかる状況を打開するため、平成13年から足利銀行の指導により平成15年4月期からの「経営改善計画」を策定したものの、年々の宿泊者数の減少傾向に歯止めがかからず、平成15年4月期、平成16年4月期ともに、最終損益は赤字脱却には至らなかった。
- (3) 今後、中長期的に営業を継続する上で過剰債務問題が解消されない限り再生は不可能であると判断し、足利銀行と共に産業再生機構への再生支援の申込みをするに至った。

### 第3 事業計画等の概要

#### 1 事業計画

##### コンセプトの明確化

小学生修学旅行マーケットを中心とした各種団体顧客受入を中核とした、ホスピタリティあふれる接客を更に強化。

##### 新規団体・個人客への積極的営業展開

養護学校等の小規模団体や個人客への営業強化による夏季及び冬季の集客を積極的に展開。

##### 組織運営体制

- ・ 新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役2名の計3名体制を予定。
- ・ 別述の業務委託会社から業務管理に関わる支援を受けることにより、対象事業者の強みである営業力を更に強化。

##### 設備投資計画

内装改修や露天風呂の増設等を計画。

#### 2 企業再編（ストラクチャー）

対象事業者は、100%減資をしたのち、民間投資家及び産業再生機構より40百万円の出資を受ける予定。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う予定。

#### 3 金融支援の概要

関係金融機関に対し、総額約9億円の金融支援を要請する。

#### 4 事業再生計画の予想計数

	平成16年4月期 (実績値)	平成19年4月期
売上高：	358百万円	378百万円
営業利益：	35百万円	24百万円

### 第4 支援基準適合性

#### 1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率は5%以上向上すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

#### 2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対

する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが見込まれ、財務健全化基準を満たす。

### **3 清算価値との比較**

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

### **4 3年以内のリファイナンス等の可能性**

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込みであり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

### **5 過剰供給構造の解消との関係**

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第15条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断する。

### **6 労働組合との協議の状況**

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定。

## **第5 経営者の責任**

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任。

## **第6 株主の責任**

100%減資の上、全株式の無償消却を行う。

以 上